

京都市教育委員会告示第10号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる京都市指定有形文化財に、同表の中欄に掲げる文化財を追加し、その名称、数並びに構造及び形式についての記載事項を同表の右欄のように改めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成26年3月31日

京都市教育委員会

左 欄		中欄	右 欄			備 考		
名 称	指定告示		名 称	数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
涌泉寺本堂	昭和60年6月1日京都市教育委員会告示第1号	生師廟1棟	涌泉寺本堂 生師廟	2棟	桁行13.9メートル、 梁間11.8メートル、 一重、入母屋造、 棧瓦葺 附 題目板 1枚 寛文八戊申八月廿一日 の刻銘があるもの 桁行2.9メートル、 梁間2.9メートル、 宝形造、本瓦葺 附 日生行実記木札 2枚 享保十四己酉年の記の あるもの	涌泉寺	京都市左京区松ヶ崎堀町53番地	京都市左京区松ヶ崎堀町

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)